業の場合は、工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。委託先については、２⑸の要件を満足すること。

また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施する企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　構成員の変更は認めない。ただし、第二次審査提出書類の提出期限までに構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、小樽開発建設部と協議するものとし、小樽開発建設部が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧　構成員のいずれかが、他の応募グループの構成員でないこと。

⑨　構成員のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの構成員でないこと。

⑩　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

詳細は入札説明書による。

ア　資本関係

イ　人的関係

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

⑵　応募者共通の参加資格要件　構成員は、次の①から⑩までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　第一次審査提出書類の提出期限の日から開札の日までの期間において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ないこと。

⑤　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑥　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

⑦　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。

また、決定を受けていない者も第一次審査資料を提出することはできるが、第二次審査資料提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

⑧　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑦の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑨　本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑩　小樽開発建設部が設置した「小樽開発建設部管内道路照明施設整備等ＰＦＩ事業有識者委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑪　上記⑨及び⑩において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設計企業の参加資格要件　構成員のうち、１⑸①に掲げる設計業務を実施する者は、次の①から⑥までの要件を満たさなければならない。

①　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

②　平成28年度以降公告日までに完了した次のアの要件を満たす業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有すること。

ア　道路法上の道路における電気設備又は情報通信設備の詳細設計に関する業務

③　実績として挙げた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成７年４月３日付け北開局工第２号）に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。

④　令和６年度から令和７年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の業務実績がない場合はこの限りではない。

⑤　業務実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における業務実績をもって判断するものとする。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

⑥　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を配置できること。

外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、第一次審査資料の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第一次審査結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

また、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア　配置予定技術者の資格等

＜予定管理技術者＞

㋐　下記のいずれかの資格を有する者

ａ　技術士（総合技術監理部門（電気電子）又は電気電子部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ｂ　博士（工学）

ｃ　ＲＣＣＭ（電気電子部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者

ｄ　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第３条第一号ロ（登録部門「電気電子部門」）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者

＜予定照査技術者＞

㋑　下記のいずれかの資格を有する者

ａ　技術士（総合技術監理部門（電気電子）又は電気電子部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ｂ　博士（工学）

ｃ　ＲＣＣＭ（電気電子部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者

ｄ　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第３条第一号ロ（登録部門「電気電子部門」）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者

イ　配置予定技術者の設計経験

＜予定管理技術者＞

㋐　下記のいずれかの実績を有する者

ａ　平成28年度以降公告日までに完了した２⑶②アの要件を満たす業務において１件以上の実績を有する者